

職員の逮捕事案について

1 逮捕事案の概要

- (1) 被疑事件名 わいせつ目的誘拐等事件
- (2) 被疑事件の発生日 平成28年1月19日 午後
- (3) 被疑事件の発生日 県央部の路上
- (4) 被疑者 盛岡市財政部市民税課 主査 [REDACTED]
- (5) 被疑事件の概要 平成28年1月19日午後、被疑者が、10歳代の県央部の学生を、県央部の路上において自家用車に乗車させ、わいせつ行為を行ったとして、平成28年1月25日に逮捕された。

2 職員の処分について

- (1) 処分年月日 平成28年2月8日
- (2) 処分内容 免職（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当）
- (3) 職員の職、氏名等 財政部市民税課主査 [REDACTED]
- (4) 管理監督者の処分 被処分者を管理監督する立場にあった職員に対し、次のとおり処分を行った。
 - ア 処分年月日 平成28年2月8日
 - イ 処分内容及び所属部局等 訓告 財政部参事（市民税課長事務取扱） [REDACTED]

3 再発防止について

(1) 逮捕直後の対応

逮捕当日、副市長名の依命通達により、職員に対し綱紀の保持徹底を通知するとともに、翌日に臨時庁議を開催し、市長が全職員に対し、市民の信頼回復に全力で取り組むよう訓示した。また、2月3日には、「管理職等特別研修」を開催し、コンプライアンスの徹底に関する研修を行った。

(2) 今後の取組

「職員倫理規程」に基づき、各職場において月1回以上実施しているサービスミーティングについて、これまでの市職員の不祥事案を活用したミーティングを2月中に実施するよう通知するとともに、新採用職員や中堅職員、係長級職員を対象とした全ての階層別研修や、管理職を対象とした特別研修において、コンプライアンスに関する研修を継続して実施するなど、改めて職員の法令遵守や公務員倫理について周知徹底を図りながら、全庁を挙げて市民の信頼回復に努める。